## 函館市監査公表第9号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知(写)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年8月19日

函館市監查委員 小 野 浩 函館市監查委員 本 間 裕 邦 函館市監查委員 金 澤 浩 幸 函館市監查委員 池 亀 睦 子

Manage of the second

函 総 務 令和4年(2022年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹 美国

令和3年度(2021年度)包括外部監査の結果に基づく措置の通知に ついて

令和4年(2022年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和3年度(2021年度)包括外部監査の結果に基づく措置 (特定の事件名 市税及び国民健康保険料,介護保険料(以下「市税等」という。)に

関する事務の執行について)

## 2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
総務部	情報システム管理について(意見) 市税等の業務においては、電子計算 機の監視や電算室の管理および電子計 算機稼働計画の作成等を外部事業者に 委託している。 市税等の情報は重要な個人情報であ り、情報漏洩を防止する観点からも適 切な情報管理体制を維持することが重 要である。	1 5	市税等の業務において、①電子計算機の監視 および管理等、②電子計算機稼働計画の作成等 、③電子計算機の運用およびオペレーション、 ④データパンチ入力、⑤プログラムの作成およ び修正、⑥製本および封入封緘の業務について 外部事業者に委託しているところであるが、情報管理体制については、函館市個人情報保護条 例(平成2年函館市条例第30号)および函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程 (平成元年1月31日訓令第1号)に則り適切に 運用されてきたところであり、外部事業者との 契約において、個人情報の取り扱いについて必要な事項を定めているほか、外部事業者からの情報漏洩防止の観点から定期的な立入検査を 実施しているところであり、今後について必 実施しているところであり、今後についても、情報漏洩を防止する観点から同様の対策を行 うとともに、アクセス制御や外部からの不正ア クセスの防止等技術的な対策を含め、適切な情報管理に努めてまいりたい。